

II 審査方法について

1. 確認申請図書の確認(参考例)

- 1-1 仕様表について
- 1-2 その他構造関係図書について

2. 構造安全性の確認



マニュアル P..

1. 確認申請図書の確認

確認申請図書の作成例 (参考)

条文 法 告示

解説

(1) 仕様表	28
(2) 配置図	32
(3) 平面図※	34
(4) 立面図	36
(5) 断面図	38
(6) 地盤面算定表	40
(7) 構造詳細図	42
(8) 壁量判定	44
(9) 四分割法判定	50
(10) 柱頭柱脚金物算定	54
(11) 給排水衛生・電気設備図	58
(12) 換気・採光計算書	60

マニュアル
建物概要 P.24~P.25



※2階平面図は、省略します。

4. 審査対象の見直しに伴う提出図書等の合理化

1-1 仕様表について

条文 規則:第1条の3 告示:

解説	構造計算により構造安全性を確認するもの	仕様規定の範囲で構造安全性を確認するもの	特定木造建築物
	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 付近見取図 配置図 各階平面図 床面積求積図 基礎伏図 各階床伏図 <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 2面以上の立面図 2面以上の断面図 地盤面算定表 構造詳細図 小屋伏図 <p>構造関係(令3章2節、3節)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各階平面図 2面以上の立面図 2面以上の断面図 構造詳細図 使用構造材料一覧 基礎・地盤説明書 その他適合審査に必要な図書 小屋伏図 2面以上の軸組図 	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 付近見取図 配置図 各階平面図 床面積求積図 基礎伏図 各階床伏図 <p>(添付省略)</p> <p>構造関係(令3章2節、3節)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各階平面図 2面以上の立面図 2面以上の断面図 構造詳細図 使用構造材料一覧 基礎・地盤説明書 その他適合審査に必要な図書 <p>仕様表等</p>	

改正後
規則第1条の3
抜粋

改正後

(確認申請書の様式)
第一条の三(法第六十一条(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。))の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(イ)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(イ)項の(ロ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(イ)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(イ)項の(ロ)欄に掲げる日影図と、表一の(イ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(イ)項の(ロ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(イ)項の(ロ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)

イ 次の表一の各号に掲げる図書(次の(1)から(3)までに掲げる場合にあつては、当該(1)から(3)までに掲げる図書を除く。)

(1) 用途変更の場合、次の表一の(イ)項に掲げる図書

(2) 確認に係る建築物又は建築物の部分若しくは木造の建築物(法第六(2)条第一項に規定する建築基準法令の規定(国土交通大臣が定めるものを除く。))に定めるところによる構造計算によつて安全性を確かめたものを除く。以下この項及び第二条の第二項第二十号において「特定木造建築物」という。又はその部分である場合、次の表一の(イ)項に掲げる図書のうち基礎伏図、各階床伏図及び小屋伏図

**改正前
規則第1条の3
抜粋**

(-)		法第 二十 条の規 定が適 用され る建築 物	(イ)	
		令第三 章第二 節の規 定が適 用され る建築 物	(イ)	
構造詳細図	基礎伏図	二面以上の断 面図	各階平面図 二面以上の立 面図	(ウ) 明示すべき事項
屋根ふき材、内装材、外装材、 化粧壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、 装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの の取付け部分の構造方法		基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種類及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、 化粧壁その他これらに類する建築物の部分 及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に 取り付けるもの種別、位置及び寸法		

**改正後
規則第1条の3
抜粋**

(-)		法第 二十 条の規 定が適 用され る建築 物	(イ)	
		令第三 章第一 節の規 定が適 用され る建築 物(特 定木造 建築物 に限る 。)	(イ)	
構造詳細図	仕様表	二面以上の断 面図	各階平面図 二面以上の立 面図	(ウ) 明示すべき事項
屋根ふき材、内装材、外装材、 化粧壁その他これらに類する建築物の部分 及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に 取り付けるもの取付け部分の構造方法		基礎の構造方法、寸法並びに材料の種類及び寸法	屋根ふき材、内装材、外装材、 化粧壁その他これらに類する建築物の部分 及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に 取り付けるもの種別、位置及び寸法	

**改正前
規則第1条の3
抜粋**

(-)		法第 二十 条の規 定が適 用され る建築 物	(イ)	
		令第三 章第二 節の規 定が適 用され る建築 物	(イ)	
構造詳細図	基礎伏図	二面以上の断 面図	各階平面図 二面以上の立 面図	(ウ) 明示すべき事項
屋根ふき材の種別 柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法 外壁のうち、軸組が腐りや		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	

**改正後
規則第1条の3
抜粋**

(-)		法第 二十 条の規 定が適 用され る建築 物	(イ)	
		令第三 章第一 節の規 定が適 用され る建築 物(特 定木造 建築物 に限る 。)	(イ)	
構造詳細図	仕様表	二面以上の断 面図	各階平面図 二面以上の立 面図	(ウ) 明示すべき事項
屋根ふき材の種別 柱の有効細長比 構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法 外壁のうち、軸組が腐りや		構造耐力上主要な部分である部材(接合部を含む。)の寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の形状及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	

1-1 仕様表について【参考例】

マニュアル P.28

解説

1-10		1-11		仕様表		単位: 特記なき限り (mm)
住宅の名称 ○○邸 (東京都○○区○○町○○○)						
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載						
項目	内容	仕様				
建築材料 (法第37条)	基礎コンクリート	設計基準強度 $f_c = 24\text{N/mm}^2$ 以上 スランプ (Bcm) ≥ 7				1-9
	基礎鉄筋	径	R40			
令第3章第2節 (規定の寸法、断面寸法及び節法)	基礎の寸法	基礎の長さ	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
		基礎の幅	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
1-2	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			1-1
		基礎の幅	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
令第3章第2節 (規定の寸法)	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
		基礎の幅	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
1-3	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			1-3
		基礎の幅	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
1-4	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			1-4
		基礎の幅	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
1-5	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			
		基礎の幅	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)			

令第3章第2節【明示すべき事項】
基礎の構造方法、寸法並びに材料の種別及び寸法

1-1 仕様表について

マニュアル P.28

解説

1-6		1-7		1-8	
1-6	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)		
1-7	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)		
		基礎の幅	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)		
1-8	基礎の寸法 (法第38条)	基礎の長さ	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)		
		基礎の幅	R40 (地下の長さ (BM + 400) から)		

令第3章第3節【明示すべき事項】
構造耐力上主要な部分である部材 (接合部を含む) の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法

1-2 その他構造関係図書

【例】構造詳細図

P.66~70 (図面)
P.42~43 (解説)

解説

マニュアル P.43 チェックリスト
マニュアル P.119

1-2 その他構造関係図書

【例】構造詳細図

マニュアル P.68 (図面)

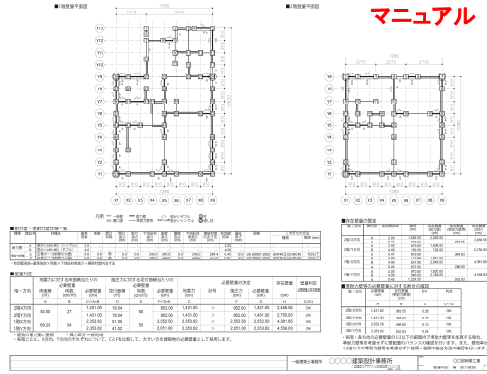
解説

マニュアル P.68 (図面)

1-2 その他構造関係図書
【例】壁量判定 兼 耐力壁図

P.72(図面)
P.44~47(解説)

解説

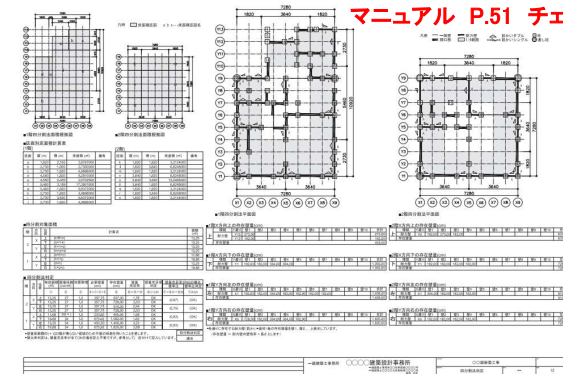


マニュアル P.45 チェックリスト

1-2 その他構造関係図書
【例】四分割法判定

P.73(図面)
P.50~53(解説)

解説

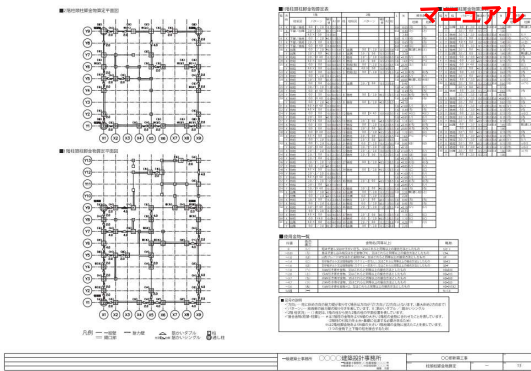


マニュアル P.51 チェックリスト

1-2 その他構造関係図書
【例】柱頭柱脚金物算定

P.74(図面)
P.54~57(解説)

解説



マニュアル P.55 チェックリスト

2. 構造安全性の確認
(1) 対象建物・審査手順

条文
・法
・告示

解説

マニュアル P.78

【本説明の対象とする建物】

- ・階数が2以下
- ・高さが16 m以下
- ・木造軸組構造
- ・基礎が鉄筋コンクリート造
- ・延べ面積が300㎡以下
- ・階高が3.5 m以下
- ・平面形状や断面形状が著しく特殊でないもの
- ・構造計算を行わず、仕様規定のみで構造安全性の確認を行うもの

【構造安全性を確認する手順】

①壁量の確保(壁量基準)

②壁配置のバランス(四分割法)

③柱頭・柱脚の接合方法

④柱の小径など

⑤その他のチェック

2. 構造安全性の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

条文 政令:第46条第1項
第4項

①壁量の確保

マニュアル P.82~

解説

(1)地震力に対する必要壁量の算出

P.82~

(2)風圧力に対する必要壁量の算出

(3)必要壁量の決定

(4)存在壁量の算出

(5)壁量の判定

審査のポイント

- 原則、令第2条に定める床面積より必要壁量を算出
 - 床面積・見付面積計算表も確認
 - 小屋裏収納が有る場合は補正必要 P.85
 - オーバーハング、吹抜けなどへの配慮 P.86
- 必要壁量は、建築物の実態に応じて算定
 - 支援ツール 方法A:早見表 P.83 方法B:計算ツールP.84
- 平面図と耐力壁図の整合性確認
- 耐力壁、準耐力壁の種類と壁倍率を確認 P.89,91 (P.137~)
 - 算入できる壁倍率の上限は7倍まで P.89
 - 階高3.2mを超える場合低減 P.90
- 耐力壁・準耐力壁の集計確認
 - 準耐力壁の必要壁量に対する割合確認
 - 1/2以上は柱の安全性検証必要



壁量等の基準(令和7年施行)に対応した早見表(1階より該当の条件を選択し、アイコン)

1. 太陽光発電設備「あり」

■試算No.1~21

1階/2階/3階	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
1階/2階/3階	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1階/2階/3階	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1階/2階/3階	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

2. 太陽光発電設備「なし」

■試算No.22~32

1階/2階/3階	No.22	No.23	No.24	No.25	No.26	No.27	No.28	No.29	No.30	No.31	No.32
1階/2階/3階	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1階/2階/3階	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1階/2階/3階	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

方法A早見表

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した早見表(在来軸組工法用)

試算No.
32
ver1.0

1. 基本情報		項目		値	2階壁・軒上壁~2階床面・上階までの距離	入力の注意内容
2階階高		3.2	m以下			
1階階高		3.0	m以下			
階高の大幅な差		なし				
太陽光発電設備等		なし				
基礎形状		60/100以上	60/100未満			
柱の仕様		寸法	種別			

2. 単位面積当たりの必要壁量L ₀ (単位:cm/m ²)と柱の径d ₀ (単位:cm)の早見表		単位面積当たりの必要壁量L ₀ (単位:cm/m ²)		柱の径d ₀ (単位:cm)		柱の必要径d ₀ (単位:cm)				
屋根と外壁の仕様		2階階高		1階		2階				
屋根の仕様	外壁の仕様	1階	2階	1階	2階	1階	2階			
瓦葺(土・土間)	土塗り壁等	23	45	31	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦葺(土・土間)	モルタル壁	22	44	30	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦葺(土・土間)	サイディング	20	39	27	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦葺(土・土間)	金網鉄板	20	37	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦葺(土・土間)	下見板	19	35	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	42	27	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	41	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	36	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金網鉄板	17	34	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板	16	32	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板仕上	土塗り壁等	16	39	23	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板仕上	モルタル等	16	37	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板仕上	サイディング	14	32	19	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板仕上	金網鉄板	13	31	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板仕上	下見板	12	29	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90

2. 構造安全性の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

条文 政令:第46条第1項
第4項

①壁量の確保

マニュアル P.82~

解説

(1)地震力に対する必要壁量の算出

P.82~

(2)風圧力に対する必要壁量の算出

(3)必要壁量の決定

P.88

(4)存在壁量の算出

P.89~

(5)壁量の判定

審査のポイント

- 原則、令第2条に定める床面積より必要壁量を算出
 - 床面積・見付面積計算表も確認
 - 小屋裏収納が有る場合は補正必要 P.85
 - オーバーハング、吹抜けなどへの配慮 P.86
- 必要壁量は、建築物の実態に応じて算定
 - 支援ツール 方法A:早見表 P.83 方法B:計算ツールP.84
- 平面図と耐力壁図の整合性確認
- 耐力壁、準耐力壁の種類と壁倍率を確認 P.89,91 (P.137~)
 - 算入できる壁倍率の上限は7倍まで P.89
 - 階高3.2mを超える場合低減 P.90
- 耐力壁・準耐力壁の集計確認
 - 準耐力壁の必要壁量に対する割合確認
 - 1/2以上は柱の安全性検証必要

2. 構造関係規定の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

条文 ・政令:第46条第4項
・告示:平12建告第1352号

②壁配置のバランス(四分割法)

マニュアル P.96~

解説

(1)側端部分の必要壁量の算出

P.97

(2)側端部分の存在壁量の算出

P.97

(3)壁量充足率と壁率比の算出

P.97

(4)バランスの判定

P.98

審査のポイント

- ・建築物の平面1/4ごとに必要壁量を算出
 - ・地震力に対する床面積あたりの必要壁量で計算
 - ・凹凸のある平面形状の場合 ・2階建ての下屋部分の扱い P.99
- ・準耐力壁の必要壁量に対する割合に応じ、準耐力壁を考慮
 - ・過半を超えない場合⇒耐力壁のみによる
- ・各階・各方向の側端部分について、壁量充足率Aと壁率比Bを算出
- ・バランスの判定は $A > 1.0, B \geq 0.5$ どちらかを満たせば適合

2. 構造関係規定の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

条文 ・政令:第47条第1項
・告示:平12建告第1460号

③柱頭・柱脚の接合方法

マニュアル P.100~

解説

(1) N値計算法 マニュアル P.101~

(1)壁倍率の差Aの算出

(2)補正值の決定

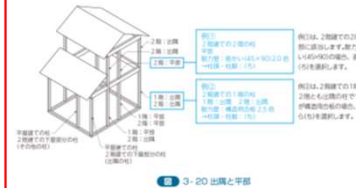
(3)係数B Lの決定

(4)N値の算出

(5)接合金物の選択

(2) 告示の仕様による方法

部位に応じて、仕様を選択



2. 構造関係規定の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

条文 ・政令:第43条
・告示:

④柱の小径など

マニュアル P.108~

解説

(1)柱の小径

P.108

(2)柱の有効細長比

(3)柱の切り欠きの確認

(4)通し柱の確認

審査のポイント

- ・横架材相互間の垂直距離に応じて、算定式による割合以上であることを確認
 - ・支援ツール方法A:早見表P.109 方法B:計算ツールP.110~
- ・面材(構造用合板、せっこうボード等)が取り付け方向については、柱の小径の確認は不要
- ・柱の有効細長比の最大値が150以下であることを確認
 - ・設計図書に各階の最大値の明示必要
 - ・有効細長比計算式 P.113参照
- ・吹き抜けなどに面した柱に対する留意点 P.113

方法A早見表

壁量等の基準(令和7年施行)に対応した早見表(在来軸組工法用)

試験No.
32
ver1.0

1. 基本情報

項目	値	説明	方向の注意の等
1階高さ	3.0 m以下	2階建・軒上階~2階床梁上端までの距離	
2階高さ	3.0 m以下	1階床梁上端~2階床梁上端までの距離	
標準的な耐力性能	6/2	新築時とあるとして行政が6/2を決定している場合は下記が非連続に適用されることを(不連続場合は特定行政庁に確認)	
太陽光発電設備等	なし	太陽光発電 許容積率の付帯200(N/m ²)を想定	
耐風圧比	60/100以上、80/100未満	耐風の性能(1階の耐風圧)を考慮する(注)	
柱の仕様	すま、種保樹材	すま、種保樹材(平成12年建設省告示第1452号第5号)を前提として算定。	

2. 単位面積当たりの必要壁量 w_n (単位:cm²/m²)と柱の小径 d_c (単位:mm)の早見表

屋根と外壁の仕様	外壁の仕様	単位面積当たりの必要壁量 w_n (単位:cm ² /m ²)						柱の必要小径 d_c (単位:mm)					
		1階建		2階建		1階建		2階建		1階建		2階建	
		平均	2階	平均	2階	d_c (mm)	d_c (mm)以上	d_c (mm)	d_c (mm)以上	d_c (mm)	d_c (mm)以上		
瓦葺(ふき土葺)	土塗り壁等	23	45	31	1/32	90	1/24	120	1/31	90			
瓦葺(ふき土葺)	モルタル等	22	44	30	1/32	90	1/24	120	1/31	90			
瓦葺(ふき土葺)	サイディング	20	39	27	1/32	90	1/27	105	1/31	90			
瓦葺(ふき土葺)	金網鉄板	20	37	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90			
瓦葺(ふき土葺)	下見板	19	35	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90			
スレート屋根	土塗り壁等	20	42	27	1/32	90	1/24	120	1/31	90			
スレート屋根	モルタル等	19	41	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90			
スレート屋根	サイディング	17	36	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90			
スレート屋根	金網鉄板	17	34	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90			
下見板	土塗り壁等	16	32	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90			
金網鉄板	土塗り壁等	16	30	21	1/32	90	1/24	120	1/31	90			
金網鉄板	モルタル等	16	37	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90			
金網鉄板	サイディング	14	32	19	1/32	90	1/27	105	1/31	90			
金網鉄板	金網鉄板	13	31	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90			
金網鉄板	下見板	12	28	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90			

2. 構造関係規定の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

条文 ・政令:第43条
・告示:

④柱の小径など

マニュアル P.108~

解説

(1)柱の小径

P.108



(2)柱の有効細長比

P.112



(3)柱の切り欠きの確認

P.114



(4)通し柱の確認

P.114

審査のポイント

- ・ 横架材相互間の垂直距離に応じて、算定式による割合以上であることを確認
・ 支援ツール方法A:早見表P.109 方法B:計算ツールP.110~
- ・ 面材(構造用合板、せつこうボード等)が取り付け方向については、柱の小径の確認は不要
- ・ 柱の有効細長比の最大値が150以下であることを確認
・ 設計図書に各階の最大値の明示必要
・ 有効細長比計算式 P.113参照
- ・ 吹き抜けなどに面した柱に対する留意点 P.113

2. 構造関係規定の確認

(2) 構造安全性を確認する手順

⑤その他のチェック

マニュアル P.115~

解説

(1)基礎の仕様

P.115~



(2)屋根ふき材等の緊結

P.121~



(3)土台と基礎の緊結

P.122~



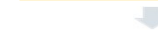
(4)横架材の欠込み

P.123~



(5)筋交いの仕様

P.124~



(6)火打ち材等の設置

P.127~



(7)部材の品質と耐久性の確認

P.130~



(8)指定建築材料JIS・JAS等の適合

P.132~